

[事案 26-158] 配当金支払請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

パンフレットに記載されたとおりの増額年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年12月に契約した終身年金保険について、以下の理由により、パンフレットに記載されたとおりの増額年金を支払ってほしい。

- (1)パンフレットの「支払配当率がその後変動（上下）することがある」という記載は、見込額よりも増える可能性も期待させる表現であり、必ずしも減額のみリスクを示したものではない。経済事情が厳しかったとしても、見込額の年約 50 万円に対して実際は年約 1,000 円というのは、あまりに少なく無いに等しい金額である。
- (2)当初より配当金の分配はかなり厳しい状況であったことから、元々この保険商品の設計は無理があり、いわゆる誇大広告、詐欺まがいであったと思わざるをえない。
- (3)契約者に対して増額年金の厳しい見通しに対する情報が提供されていない。早期に情報提供されていれば、契約者には様々な選択肢があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約当初の募集資料には資料作成時の配当を記載しており、「将来のお支払額を約束するものではない」旨の注釈をつけている。
- (2)「積立配当金のお知らせ」は、一定期間を除き送付していたので、申立人は確認することができた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。
- (2)パンフレットの記載について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、パンフレットの記載や保険商品の設計について問題があるとまでは言えず、保険会社の情報提供の不備によって申立人に何らかの損害が発生したとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○申立人の主張(1)(2)について、パンフレットの記載や保険商品の設計について問題があるとまでは言えない理由は以下のとおり。

- (1)約款によると、増額年金は、剰余金である契約者配当準備金を原資とするものであり、契約上、確定した金額が支払われるものではない。

また、申立人が契約の判断資料にしたことを認めているパンフレットにおいても、明確に注意書きが記載されている。

- (2)パンフレットの注意書きは、減額のリスクがあることを意味していることも確かであり、

この記載が不適切で、違法とまでは評価できない。

また、増額年金に関するパンフレットの記載額と実際の支払額との差は、契約後の経済環境等の予測不可能かつ急激な変化によるものであり、その配当率に基づいて増額年金の支払いがなされる以上、契約上問題があるとまでは言えない。

さらに、パンフレットは契約時の状況を基準として作成されている以上、この記載が誇大広告等とは評価できない。

- 申立人の主張(3)について、保険会社の情報提供の不備によって、申立人に何らかの損害が発生したとは認められない理由は以下のとおり。

申立人は、いかなる選択をして、どのようにして、どの程度の損害の軽減をすることができたかなどの具体的な主張をしていない。申立人は、全期前納払込保険料として約 198 万円を保険料ローンで支払い、元利合計約 260 万円の支出をしているが、予定利率が、5.5%と高率であること（平成 25 年 12 月現在の解約時受取額は約 592 万円）、昭和 63 年以降の経済環境等の変化からすると、保険会社の情報提供の不備によって、申立人に何らかの損害が発生したと認めることは困難である。